

# 定額複利預金規定

令和2年4月1日改定

## 1. 預金の支払時期等

- (1) 定額複利預金（以下「この預金」といいます。）は、預金の全部または一部について預入日の6ヵ月後の応当日（自動継続扱いで継続をしたときはその継続日の6ヵ月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前項による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同じです。）の一部支払いは、預入日の6ヵ月後の応当日から通帳・証書記載の最長預入期限（自動継続扱いで継続をしたときはその最長預入期限。以下同じです。）までの間に1万円以上1万円単位の金額で請求してください。  
なお、自動継続扱いで、一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引続き自動継続扱いの取扱いをします。

## 2. 自動継続

- (1) 自動継続扱いは、最長預入期限に自動的に定額複利預金として継続します。ただし、継続の回数は99回を限度とします。  
また、継続後のこの預金の元金額が1,000万円以上となる場合はこの取扱いをいたしません。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭に表示する利率とします。  
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。

## 3. 利息

- (1) この預金で自動継続扱いでないものの利息は、解約時に預入日から解約日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた金額階層別（300万円未満または300万円以上）の利率（以下「約定利率」といいます。）によって、6ヵ月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。  
ただし、一部支払いをする場合のこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、預入日から一部支払い日の前日までの日数および金額階層別（一部支払い時の元金金額が300万円未満または300万円以上）の約定利率によって、6ヵ月複利の方法で計算し、一部支払いする元金とともに支払います。
  - ① 6ヵ月以上1年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「6ヵ月以上1年未満」の利率
  - ② 1年以上2年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「1年以上2年未満」の利率
  - ③ 2年以上3年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「2年以上3年未満」の利率
  - ④ 3年以上4年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「3年以上4年未満」の利率
  - ⑤ 4年以上5年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「4年以上5年未満」の利率
  - ⑥ 5年 預入日における店頭表示のこの預金の「5年」の利率
- (2) この預金のうち自動継続扱いのものの利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いするときは一部支払い時）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長お預り期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および前項の金額階層別の約定利率によって、6ヵ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、指定口座へ振替または元金へ組入れます。  
ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳式の場合、通帳、証書式の場合、証書とともに提出してください。
- (3) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法によります。
- (4) この預金のお預り当初、元金金額が300万円をこえていた場合でも、一部支払いにより、その元金金額が300万円を下回った場合には、その日から300万円未満の金額階層別利率を適用します。
- (5) この預金の最長預入期限以後（自動継続扱いについては継続を停止した場合における最長預入期限以後）の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。
- (6) 当金庫がこの預金を定期預金共通規定第5条第1項により預入日の6ヵ月後の応当日前に解約する場合および定期預金共通規定第5条第3項の規定により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 4. 一部支払い

この預金の一部支払いするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳式の場合は、通帳、証書式の場合は証書とともに当店に提出してください。

#### 5. 規定の変更等

- (1) この規定は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および取引期間、金額、金利その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヵ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上